

平成30年第7回美幌町議会定例会会議録

平成30年 9月25日 開会

平成30年 9月27日 閉会

平成30年 9月27日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 88号 平成30年度美幌町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 3 議案第 89号 平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 4 議案第 90号 平成30年度美幌町病院事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 5 認定第 1号 平成29年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 平成29年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 平成29年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 平成29年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 平成29年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 6号 平成29年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 7号 平成29年度美幌町水道事業会計決算認定について
- 日程第12 認定第 8号 平成29年度美幌町病院事業会計決算認定について
- 日程第13 意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 日程第14 報告第12号 健全化判断比率について
- 日程第15 報告第13号 資金不足比率について
- 日程第16 報告第14号 放棄した債権の報告について
- 日程第17 報告第15号 平成29年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について
- 日程第18 報告第16号 例月出納検査報告について(5月~7月分)
- 日程第19 議員の派遣について
- 日程第20 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|--------------|-----------|
| 1番 高橋秀明君 | 2番 大江道男君 |
| 3番 新鞍峯雄君 | 4番 上杉晃央君 |
| 5番 稲垣淳一君 | 7番 早瀬仁志君 |
| 8番 岡本美代子君 | 9番 坂田美栄子君 |
| 副議長10番 吉住博幸君 | 11番 橋本博之君 |
| 12番 中嶋すみ江君 | 13番 古舘繁夫君 |
| 議長14番 大原昇君 | |

○欠席議員

6番 戸澤義典君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 土谷耕治君
監査委員 高木清君
教育委員会会長 平野浩司君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 平井雄二君
民生部長 高崎利明君
建設水道部長 石澤憲君
出納審査室長 武田孝司君
総務主幹 小室保男君
防災危機管理主幹 河端勲君
政策主幹 小室秀隆君
契約財産主幹 大場正規君
環境生活主幹 渡辺靖行君
福祉主幹 遠藤明君
農政主幹 佐々木斉君
耕地林務主幹 伊成博次君
観光主幹 那須清二君
施設管理主幹 中沢浩喜君
水道主幹 御田順司君
地域医療連携主幹 高山吉春君
教育部長 田村圭一君
学校給食主幹 岩田憲次君
町民会館主幹 斉藤浩司君
博物館主幹 鬼丸和幸君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 谷川明弘君
総務部長 広島学君
経済部長 矢萩浩君
病院事務長 但馬憲司君
事務連絡室長 中村敏文君
庁舎建設主幹 遠國求君
まちづくり主幹 田中三智雄君
財務主幹 中尾亘君
税務主幹 関弘法君
児童支援主幹 多田敏明君
健康推進主幹 大場圭子君
みらい農業センター主幹 午来博君
商工主幹 後藤秀人君
建設主幹 川原武志君
建築主幹 西俊男君
病院総務主幹 菅敏郎君
事務連絡室次長 志賀寿君
学校教育主幹 以頭隆志君
社会教育主幹 露口哲也君
スポーツ振興主幹 浅野謙司君
農業委員会事務局長 酒井祐二君

○議会事務局出席者

事務局長 藤原豪二君
議事係長 橋本勝君
次長 佐藤和恵君
議事係 新田麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから平成30年第7回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番岡本美代子さん、9番坂田美栄子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

なお、戸澤議員親族葬儀のため欠席の旨届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第88号

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第88号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案23ページになります。

議案第88号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

平成30年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,254万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ110億8,848万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正により御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明を申し上げます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

会計年度任用職員制度導入支援業務委託料、期間が平成30年度から平成31年度、限度額につきましては54万円でございます。

この補正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、平成32年4月より会計年度任用職員制度が導入されることとなりまして、本町においては、対象となります臨時職員、嘱託職員で約250名、特別職、非常勤職員約600名がいることから、この法の改正の趣旨に沿った運用や、制度設計を図るため、任用上の課題整理、服務規律の整備を図るための現状整理、あるいは、条例等への影響の内容精査、そして、改正案の作成など

について本年度から2カ年の委託をするものでございます。

総額で216万円を予定しており、平成31年度分の54万円について、債務負担の設定を行うものでございます。

次に、27ページ、第3表、地方債の補正でございます。

農業生産基盤整備事業、2,130万円から2,230万円の100万円の増につきましては、道営土地改良事業を実施されております4地区において、事業変更が生じたことによります100万円の増でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、36ページ、37ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1目一般管理費の人事管理事務費、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料162万円の増につきましては、先ほど、第2表債務負担行為補正で御説明を申し上げました委託業務に係ります平成30年度支払い予定額についての補正を行うものでございます。

その下、5目企画費の政策推進事業費、委員報酬67万2,000円の増につきましては、第6期美幌町総合計画の基本計画の中期計画となります平成31年度から平成34年度までの4カ年の計画を策定するための総合計画審議会委員15名、8回分についての補正でございます。

次に、6目辺地対策費の、修繕料50万円の増でございますけれども、当初、50万円の修繕を見込んでおりましたが、多目的バス、混乗スクールバス日並線で修繕が必要となる箇所が発生したため、50万円の追加補正を行うものでございます。

次に、9目財政調整等基金費、積立金4万2,000円の増につきましては、7月30日にアルバトロス代表中振恵梨様より、飲食店街の除雪道路整備に役立ててほしいとの御寄附があったものを、財政調整基金に積み立てを図るものでございます。

なお、今補正に係ります各種基金の年度末予定残高を参考資料の15ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

次に、3款民生費、3目の高齢者福祉費、高齢者福祉推進事業費87万1,000円の増につきましては、職員が11月より産休に入ることから、代替としての臨時職員雇用に係る経費について補正をお願いをするものでございます。

次に、39ページでございます。

5目の障害福祉費、償還金利子及び割引料1,018万5,000円の増につきましては、平成29年度の負担金、補助金確定に伴います返還金でございます。

その下の児童福祉事業費の241万7,000円の増につきましても、同じく平成29年度負担金額確定に伴います返還金でございます。

次に、4款衛生費、1目の保健衛生総務費、乳幼児等医療費助成事業、手数料23万1,000円の増でございますけれども、これは、北海道医療給付事業が本年8月以降の診療分からレセプト請求へ変更されることに伴い、本町で実施をしております子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費について、道内全ての医療機関で美幌町の受給者証が使用可能となりますが、子ども医療費については、新たに国保連合会及び支払基金への審査費用が必要となることから、補正を行おうとするものでございます。

その下、償還金利子及び割引料、22万2,000円の増につきましては、同じく平成29年度医療費等の国庫負担金の額の確定に伴います返還金でございます。

次に、花樹育苗センター管理運營業務委託料、31万5,000円の増につきましては、11月以降の業務単価見直しによります増額の補正でございます。

次に、6款農林水産業費、畜産振興施設等整備事業、償還金利子及び割引料220

万1,000円の増でございますが、これにつきましては、平成28年度繰越事業であります畜産クラスター事業に係る事業精算による道への返還金でございます。

6目農地費の負担金549万円の増につきましては、各地区の事業内容変更に伴います増減でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

団体営土地改良事業費、記念碑撤去委託料54万円につきましては、柏ヶ丘公園の職業訓練校南側に建立されております上美幌土功組合、組合長は当時の町長でございますけれども、この組合の構成記念碑が老朽化により倒壊のおそれがあることから、撤去するための委託料でございます。

その下、負担金のオホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金、845万4,000円につきましては、古梅ダムの地震観測装置及び電磁流量計修繕に係ります美幌町負担分39%として、789万6,000円、また、本郷排水機場、空気圧縮機修繕にかかります美幌町負担分42%して、55万8,000円でございます。

次に、林業推進事業費、積立金、203万2,000円につきましては、森林整備協定に基づき、8月1日に株式会社宮田建設様より5万2,000円、8月31日に石上車両株式会社様より198万円の御寄附があったものを未来への森づくり基金へ積み立てを図るものでございます。

次に、民有林振興対策事業費の記念碑撤去委託料31万4,000円は、民有林人工造林1万ヘクタール達成記念碑が、先の上美幌土功組合記念碑と同じく、職業訓練校南側に建立されておりますが、老朽化により危険な状態であるため、撤去するための委託料でございます。

次に、7款商工費、3目の観光費でございます。

交流促進センター維持管理委託料、149万9,000円につきましては、その下、工事請負費で計上しております源泉改修工

事に際し、工期を11月の18日間で予定、休館による工事施工となることから、メンテナンス期間4日間を除く休業日数、14日間を見込んでの休業補償に係る補正でございます。

その下の工事請負費、885万6,000円は、峠の湯びほろの源泉温度が低下しており、調査の結果、第1内装管と第2内装管の接続部からの漏水であることが判明し、再設置による修繕を図るための工事請負費でございます。

その下、広域事務組合負担金、507万6,000円でございますけれども、7月20日に開催されました北海道消防ポンプ車操法訓練大会において優勝を果たし、10月19日に富山県で開催の全国大会に参加するための経費として、655万3,000円、また、ポンプ車修繕に係ります経費105万9,000円、及び、消防庁舎建設にかかる経費303万2,000円の計1,064万4,000円のうち充当されます前年度繰越金556万8,000円を差し引いた507万6,000円について負担を行うものでございます。

次に、43ページになります。

10款教育費の2目教育振興費、小学校教材整備事業費、機械器具25万5,000円につきましては、美幌小学校の難聴児童への授業支援を図るため、補聴援助システムの機器の購入を図ろうとするものでございます。

その下、博物館運営事業費、修繕料82万1,000円につきましては、博物館ロビーの天窓付近に設置しております自動火災報知装置が、誤作動を起こしているため更新を図ろうとするものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、32ページ、33ページをお願いしたいと思います。

12款の分担金及び負担金につきましては、道営土地改良事業の各地区事業内容変更に伴う負担金の増でございます。

道支出金の古梅地区基幹水利施設管理事業補助金、194万5,000円の減につきましては、事業費の一部を防災減災事業へ振りかえたことによります減でございます。

それから1番下の、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金491万2,000円は、古梅ダムの機器修繕に係る補助金でございます。

次に、16款の利子及び配当金、女満別空港ビル出資配当金60万円につきましては、本町が出資をしております400株に対します1株当たり1,500円の配当金でございます。

寄附金につきましては、歳出のほうで御説明をさせていただきましたので、次に、35ページをお願いいたします。

基金繰入金、財政調整基金繰入金の増で82万8,000円の増につきましては、今補正の財源を財政調整基金に求めるものでございます。

その下の公共施設整備基金繰入金の増、880万円につきましては、峠の湯源泉工事に係ります繰り入れを行うものでございます。

19款繰越金、前年度繰越金2,080万円の増につきましては、これも今補正の財源を前年度繰越金に求めようとするものでございます。

20款諸収入のうちの雑入でございます。1番上の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金返還金、220万1,000円につきましては、畜産クラスター事業に係ります美幌町畜産クラスター協議会からの返還金でございます。

それから、下四つにつきましては、平成29年度負担金額の確定に伴います追加交付金でございます。

21款町債につきましては、第3表の地方債の補正で説明をさせていただいたとおりでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） まず、41ページの観光施設維持管理事業費増の中の工事請負費でございますけれども、説明では、内装管の再設置ということで、素人によくわからないのですが、現在ある、いわゆる湯湯管の径がどれくらいで、多分、その中に入れていくのだと思うのですけれども、何ミリメートルぐらいか、それによって管の口径が細くなると思うのですけれども、今回の工事によって、湯温がどの程度調査によって回復されて、何度ぐらいまで持ち直していくのか、その辺の状況を、まず1点御質問したいと思います。

それから次に、消防費のポンプ車全国大会に行くということですが、この費用の中で、消防団員はもちろんそうですが、随行して応援に出かける幹部職員、あるいは、町長は管理者ですけれども、どなたが随行されるのか、その辺の状況をお知らせいただきたいと思います。

次に、43ページの小学校費の難聴の補助システムの導入ということですが、美小というふうにお聞きしたのですけど、このシステムは、美小以外の学校にも既に整備されているシステムではないかと思いますが、各学校での整備状況についてわかればお知らせください。

以上です。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） ただいまの峠の湯の源泉の改修工事の関係でございますけれども、現在36度3分程度まで湯温が下がっているということで、今回の漏水の原因が平成25年当時の状況と同じ箇所からの漏水であるということがわかっております。

それで、前回、工事をやったわけですが、そのときには45度程度まで湯温が回

復しておりますので、今回の工事によってもその程度まで回復はするのではないかと、いうふうに考えております。

また、管の太さなのですが、正確な太さについて、今持ち合わせておりませんので、太さについては後ほどということによりましょうか。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 45度まで回復するということになるとかなり改善が見込まれることで、よろしいことだと思うのですが、この調査をしたのは、たしか道の研究所のほうの調査か何かに基づいて指導を受けて、その結論としては、当時の45度ぐらいまでの回復は、今回見込まれるという見解で町のほうに伝えられているということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるとおり、調査をしたのは民間の団体でございますが、道総研と緊密な連携をとりながら行って、45度程度まで回復するというのも同様に道総研の見解でありますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 事務連絡室長。

○事務連絡室長（中村敏文君） 10月19日に開催される全国大会への出場選手でございますが、職員といたしましては、署長と訓練指導担当職員6名の7名でございます。

また、消防団につきましては、消防団長、訓練統括責任者の副団長、出場選手の6名、プラス全国大会に参加する団員の合計16名ということになっております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 補聴援助システム導入の状況でございますが、このシステムにつきましては、児童の状況に応じて導入をしているところでございまして、現

在、東陽小学校で1名、平成26年度に導入をしております、今回、美小でまた1名導入をするということでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 41ページの交流促進センターの源泉改修工事によりまして、45度程度まで回復したいということですが、水量との関係もあるのかもしれませんが、現在、加温をしているというこの加温の必要性ということはどうなるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） 今現在、加温しているわけですが、45度程度に回復したとしても、ある程度の加温は必要ということになります。温度が低くなったことによって、その重油の量とかが今かなりふえておりますので、その辺はかなり圧縮される形になるかと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 37ページになります。

生活バス路線等維持事業費の増、50万円ですが、これらのバスの使用年数とか、距離というのはいくつあるのでしょうか。

それと、例えば、バスは乗用車から見ると修理費はかかると思うのですが、50万円の修理でどれぐらい持つと言いますか、その辺をわかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、先ほど御説明をさせていただきました、修繕が必要となったバスにつきましては、まず、1台が多目的バスでございます。

これは、平成2年11月に購入したものでございますけれども、これが予定をして

いたトランクリッドといたしますか、トランク、ものを入れるところの修繕が必要だということで、この修繕のものが出てくるということです。

それから、もう1台につきましては、混乗スクールバスの日並線、これが平成13年8月に購入をしたバスでございますけれども、それぞれ、混乗スクールバスにつきましては、1番新しいもので報徳線を走っております平成28年3月車と、もう1台の豊岡線が平成4年ということで、この報徳線を除けば混乗スクールバス、それから多目的バスも、相当年数がたってきているということで、走っている最中で修繕箇所が必要となるということがここ数年出てきているというところで、今回も50万円の中に幾らか今後予定をされております修繕費も含んでおりますけれども、走行具合によってはこれで間に合うかどうか分からない状況でございますけれども、いずれにしても、走行をやめるというわけにはいかないのです、修繕が必要な場合については、随時修繕をかけていくという形で考えております。

なお、それぞれの走行距離につきましては、担当主幹のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） それぞれのバスの走行距離でありますけれども、まず、日並線につきましては、走行距離が平成30年3月現在でありますけれども、35万4,505キロメートルとなっております。

多目的バスにつきましては、こちらも平成30年3月現在になりますけれども、走行距離が39万1,946キロメートルということになっております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 距離でいけば、バスなので40万キロメートル弱というの

は、そうびっくりする距離ではないのかと思います、年数がたつと、やはり、乗り心地を求めるものかどうか私もよくわかりませんが、まず、安全に乗っている人を送り届けるということを考えると、今後の入れかえ時期についてはどのようなお考えなのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 当然、バスも相当年数が経過してきておりますので、いずれ入れかえは必要だというふうに考えてございます。

ただ、現在それぞれのバスにおいて、何年度に入れかえをするということは予定をしておりますけれども、いずれにしても、バスについては結構多額の費用を要するというのもございまして、それぞれのバスの大きさ、入れかえに当たってはバスの大きさ等も含めて検討をしなければいけないというふうには考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 41ページ、1番上、団体営土地改良事業の増ということで、記念碑撤去委託料ということと、もう一つ、真ん中、民有林振興対策事業費の増、記念碑撤去委託料ということで、二つ記念碑の撤去ということで上がっているわけなのですが、聞くところによりますと、上美幌土功組合の記念碑ということなのですが、建てたという意味は、当時の土功組合の偉業というものを後世に残そうとする、そうした意味があって建てたのではないかと、そんなふう思うわけなのですが、今回、撤去しよう、これを移動すると言うなら話はわかるのですけれど、撤去しようとなるには、ある程度関係者の同意だとか、そうしたものも必要ではなかったかなとは思いますが、その辺をわかる範囲でお知らせしていただきたいなど、そんなふう思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまの記念碑の関係でございますが、議員おっしゃるように、この上美幌土功組合、こちらは昭和24年に解散した団体でございます。

また、この関係であります、財産やその他の権利を承継している団体、この可能性のあります、網走川土地改良区、J Aびほろ等々に照会したところでございますが、いずれも該当はないということでございます。

ただ、一方では、危険という部分もございます。そういったことから、町も、今回解体をさせていただくという判断をさせていただいたところであります。

また、この記念碑ですが、議員おっしゃるように、記念碑を建てた意味等々ございますので、こちらについては、美幌叢書において記念碑があったということは史実として掲載されているところであります。さらに、記録として保存する観点という意味から、博物館の協力を得て、解体前に記念碑の採寸並びに拓本、いわゆる魚でいう魚拓、こういった形で残していくということで考えている状況であります。

また、一方の民有林のこちらにつきましては、町と森林組合とで建立いたしており、森林組合の方からも解体についての同意はいただいている状況であります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 随分あとのことまで、継承のことまで考えてやっていただいているのだなということで、本当に当時の偉業を後世に伝えることが目的でつくったものですから、何とかものがなくてもそうした形を、あったということをきちんと後世につないでいくようなシステムと申しますか、そうしたものが不可欠かと思っております。質間させていただきました。

現在、経済部でやっている方法で、私も

よかろうとそんなふうに思います。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 41ページ、交流促進センター源泉改修工事に関係して、お知らせ願いたいのですが、お湯の温度が上昇、この改修工事をすることによって上がる。もちろん、先ほど聞いた議員もいますが、もともと加温してお湯の温度を確保していた。そうすると、経営という意味で、温度が上がるわけですから、加温の熱量からいったら燃料費が、簡単に言えば、かからなくなるのだろうと思うのです。

そうすると、経営全体では、マイナス要因よりはプラス方向にいくのだろうと思っているところであります。

そう考えた場合に、指定管理者の委託費というのでしょうか。それに及ぼす今後の影響ということで確認しておきたいのですが、そういう趣旨でお答え願いたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） ただいまの指定管理料との関係でございますが、当然、燃料の負担分としての部分は、指定管理料の積算に入っていると思っておりますが、その当時のもとなった積算の部分から、現在重油単価がかなり上昇しているという部分で、そういった部分で今20円ほど上がっております。

また、漏水していなかったときと、漏水してからの燃料費の増嵩分といいますか、単純比較しますと、現在、年間で3万リットルほど重油を多く使っているような状況でございますので、指定管理料の積算の部分から、さらにその部分が燃料費の増嵩と燃料費を多くたい部分でかなり圧迫しているという部分も実際生じてきていますので、この工事をするによって、その辺が抑えられるというふうに考えております。

す。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 済みません、私の聞き方が悪かったなと自分自身反省しているのですが、熱量から重油換算をある程度できるかなというふうに思っているところでもあります。

そういう面で、もちろん、指定管理者、それからあとの収益をもって経営なされるということの約束だと思っておりますけれども、こういう改修工事を含めた後の指定管理者委託料に影響を単純に及ぼすのか及ぼさないのか。

もちろん今まで、まだ新しい指定管理者になって半年ぐらいなものですが、そういう意味を込めて、再度お聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） まず、指定管理料の関係でございますが、指定管理料は年間1300万円でございますが、こちら1,300万円掛ける4年間ということでございますが、その積み上げにつきまして、昨年の指定管理公募時点の燃料単価、これに基づいて燃料分は計算しております。

一方、先ほど観光主幹から御答弁申し上げましたように、今現在の燃料単価が約20円増嵩している状況であります。

したがって、その分について、指定管理料の今後の分について、1,300万円は特段変わるものではないというふうに認識しております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 僕の聞き方が悪かったかなと思うのですが、経営ということを考えていった場合、4年間こういうこと、改修工事を含めて変わりませんよという答えとして、僕はそうすべきだとい

うのは、一定の利益も、今までの指定管理者で経営された方々が幾度も変わってきたケースを見ると、あえて言えば、利益というのはほとんどなかったのだろうと思っておりますし、逆に、あそこに対して、指定管理を受けた業者も、投資、設備に関して投資をしたくても利益がないからできなかった。

それが逆に、お客さんがある意味では減らしていったのかなという思いがあって、変な言い方ですけど、私はこの4年間指定管理者委託料は変えるべきではないということ根底に思っているものだから、むしろ、こういう改修工事があった上で、燃料費が細かい計算は別として、単純に言えば温度が上がるのだから、かからなくなるのだから、その利益を持って、あえていけば、影響させないほうがいいねという思いが、私が心配したものだから、むしろ影響ないのでしょうかということ聞きかたのです。

そこら辺の確認でもう1回。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように、影響はないところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 申しわけありません。

先ほどの上杉議員からの径の太さ、この関係で答弁漏れございました。

径の太さでございますが、125ミリメートル、100ミリメートル、65ミリメートルという状況であります。

今回入れる径の太さは、3段階ございまして、1番太いところからいきますと125ミリメートル、そして100ミリメートル、65ミリメートルと3段階で細くなっている状況です。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第88号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第89号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第89号平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の45ページをお開き願います。

議案第89号平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金等の補正でございます。

平成30年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,089万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,035万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、54、55ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費につきましては、財源調整でございます。

その下、3款地域支援事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費の手数料7万9,000円の増につきましては、審査件数の増加に伴う補正でございます。

その下、5款諸支出金、2目償還金の償還金利子及び割引料3,081万2,000円の増につきましては、平成29年度介護給付費負担金及び交付金等の確定に伴う返還金でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、52、53ページをお開き願います。

2、歳入。

4款支払基金交付金は、平成29年度地域支援事業交付金の確定による追加交付金86万1,000円の増額であります。

その下の7款繰入金につきましては、今回の補正財源を介護保険基金に求めるもので、2,849万9,000円を増額するものであります。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料15ページに添付させていただいておりますが、1,309万7,000円となります。

1番下の8款繰越金につきましては、前年度繰越金153万1,000円を増額するものであります。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第89号平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）

についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第90号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第90号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案の57ページをお開き願います。

議案第90号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、泌尿器科診療の充実を図るため、体外衝撃波結石破碎術による治療を開始することから、必要な医療機器の借上料と実施に伴う入院収益の補正を行おうとするものでございます。

第1条、平成30年度美幌町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、今回の補正により、入院患者数の増加を見込み、入院の年間患者数を36人増の2万9,417人に、入院の1日平均患者数を1人増の81人にするものであります。

第3条、収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

58、59ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

医業収益のうち入院収益の補正は、泌尿器科診療の充実のため、本年10月より腎

臓や尿管にできた結石に衝撃波を発生する装置から体の外側より衝撃波を照射し、結石を砂状にする体外衝撃波腎尿管結石破碎術の治療を開始することに伴い、入院収益として347万4,000円の増額補正を行うものであります。

次に、60、61ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

経費のうち、賃借料337万円の増額補正につきましては、入院収益の補正で説明を申し上げましたとおり、体外衝撃波腎尿管結石破碎術の実施に必要となります体外式結石破碎装置のリース料として、本年10月から翌年3月までの6カ月分の計上を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 余り詳しくはないのですが、61ページの借上料です。

体の外側からということで、今までは余り聞いたことがないというふうに思っているのです。そういう患者さんは、北見市にみんないますので、これが美幌でできれば素晴らしいことだし、外側からということで、この辺をもう少し詳しく教えていただきたいのと、それと、こういうことを一期一会ですか、広報誌などを使って町民に知らしめるような予定はありますか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 今回の補正によります体外衝撃波結石破碎術の特徴というところでございますけれども、体に傷をつけることなく結石を除去できるということで、当然、メスを使ったものではなく、体の外側から衝撃波を照射することで、安全に、体の負担が少ない治療法ということになってございます。

当然、手術ではございませんので、麻酔をせずに治療が可能であること、あと、1回の治療はおおよそ1時間程度で終了できること、1泊2日の入院で治療が可能だと思われていること、退院後はすぐに日常生活や職場に復帰することが可能になること、ほかの手術に比べますと、副作用や後遺症がほとんどないことということで、比較的小さな結石については、今回の破砕術によって治療が可能になってくると思います。

あとは、こういった疾病に悩んでいらっしゃる患者さんについては、ぜひ、うちの美幌国保病院において治療していただきたいというふうに考えておりますので、当然、広く皆さんに周知できるようなことを、今後もやっていきたいと思っておりますので、病院の広報ですとか、ホームページですとか、そういったものでPRをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今のに関連してなのですが、この機械を導入して、同じような治療をしている町外の管内の医療機関がどこなのかということと、あわせて美幌町の国保病院が入れることによって、そういった部分、病病間の連携というのですか、こういった機械が入って、美幌町でも対応できるというような連携はどのようにとられているのか御質問したいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 管内における、今回の破砕術の取り組みの状況でございますけれども、以前は、網走市及び北見市内におきまして、それぞれ一つの医療機関において実施が可能となっておりますけれども、現在は、診療体制の縮小ですとか、常勤の医師が確保できないですとか、そういった諸事情によりまして、現在は管内においてこの施術をできる医療機関はな

いというふうに踏んでおります。

今回、管内においてないということでございますので、当然、関係する泌尿器科を持っている医療機関に対しましては、美幌国保病院において施術が可能になるということで、泌尿器科の医師の連携という部分では、連携をとりながら御紹介をいただいて治療してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 57ページの年間患者数、入院として補正予定量のところで36人と書かれています。

そしてまた、59ページを見せていただいたら、説明のところで18名というふうになっていますので、単純にぱっと見た時に、18が何で36になるのかということ、別な要因があるのか、それから、はたまた、予測として36だという根拠がぱっと見たときにちょっと迷うところがありますので、いま一度御説明いただきたいということと、もう1点、説明のところで18名と書いてありますので、59ページをもとにして考えますと、1患者、この治療を受けたい人の入院日数は、1患者当たり何日か、僕は単純に10日間なのかと読んでみたりするものですから、そういう意味で、いま1度、59ページにおける年間患者数の補正予定量と、1日平均患者数の1名増になっていますので、そこら辺の説明、いま一度お聞かせ願えないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの質問でございますけれども、基本的に今回の破砕術によります入院日数は2日間と考えて、1泊2日、もしくは、状態によってはもう少しかかる患者さんいらっしゃるかと思いますけれども、基本的には2日の入院というふうに考えております。

今回、3月までの6カ月間における入院患者数を18人というふうに計算しておりますけれども、単純に18名の方が2日間入院するというので、累計値、実患者については、18掛ける2日ということで36人ということで計算したものでございます。

あと、それに伴いまして、1日当たりの平均の患者数につきましても、総体の人数から年間の日数で除したものとということで、1名の増ということで考えたものでございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 累計で、日数掛ける累計ということはよくわかりました。

そこで、1日平均患者数、小数点を切り上げるしかないという思いで1という数字になったのかなと思っておりますが、ただ、この治療、今、説明を受けてわかりましたが、あえて言えば、日帰りみたいな治療というのは存在するのでしょうか。

そこら辺、いま一度お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 手術に要する日数は、先ほど御説明しましたとおり約1時間ということでございますけれども、手術の前準備、もしくは副作用のあるなし、それを勘案して平均的には2日入院していただくということでの考え方となっております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第90号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 認定第1号から

日程第10 認定第6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第5 認定第1号平成29年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第2号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第3号平成29年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第4号平成29年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9 認定第5号平成29年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第6号平成29年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成29年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号平成29年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番高橋秀明さん、2番大江道男さん、6番戸澤義典さん、7番早瀬仁志さん、8番岡本美代子さん、11番橋本博之さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第11 認定第7号から

日程第12 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第11 認定第7号平成29年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第12 認定第8号平成29年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号平成29年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第8号平成29年度美幌町病院事業会計決算認定については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、3番新鞍峯雄さん、4番上杉晃央さん、5番稲垣純一さん、9番坂田美栄子さん、10番吉住博幸さん、12番中嶋すみ江さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は11時30分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に岡本美代子さん、副委員長に戸澤義典さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に中嶋すみ江さん、副委員長に稲垣淳一さん。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

再開は13時30分といたします。

午前11時32分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 意見書案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第13 意見書案第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第14 報告第12号

○議長（大原 昇君） 日程第14 報告第12号健全化判断比率について、お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第12号健全化判断比率については、これで終わります。

◎日程第15 報告第13号

○議長（大原 昇君） 日程第15 報告第13号資金不足比率について、お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第13号資金不足比率については、これで終わります。

◎日程第16 報告第14号

○議長（大原 昇君） 日程第16 報告第14号放棄した債権の報告について、お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第14号放棄した債権の報告については、これで終わります。

◎日程第17 報告第15号

○議長（大原 昇君） 日程第17 報告第15号平成29年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第15号平成29年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

◎日程第18 報告第16号

○議長（大原 昇君） 日程第18 報告

第16号例月出納検査報告について（5月～7月分）、お手元に配付しているとお
り、報告書の提出がありましたので、お聞
きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありま
すので、報告第16号例月出納検査報告に
ついて（5月～7月分）は、これで終わ
ります。

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会
に付議されました案件は、全部終了しま
した。

会議を閉じます。

これで、平成30年第7回美幌町議会定
例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 1時35分 閉会

◎日程第19 議員の派遣について

○議長（大原 昇君） 日程第19 議員
の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付し
た印刷物のおり、派遣することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま
す。

したがって、本件は、お手元に配付した
とおり派遣することに決定しました。

◎日程第20 閉会中の継続調査に ついて

○議長（大原 昇君） 日程第20 閉会
中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定に
よって、お手元に配付した印刷物のおり
申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のおり、閉会中の
継続調査とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま
す。

したがって、各委員長から申し出のお
り、閉会中の継続調査とすることに決
定しました。

◎閉会宣告

美幌町議会議長

署名議員

署名議員